甲斐市子育て世帯住宅取得支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、新婚世帯及び子育て世帯を対象に、子育てに伴う新生活を経済的に支援すること及び本市における少子化対策の推進を図り、理想の子どもの数を実現できる住環境を整備するため、自己の居住の用に供する住宅（以下、単に「住宅」という。）の取得等に係る費用の一部を予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、甲斐市補助金等交付規則(平成16年甲斐市規則第48号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　新婚世帯　補助金の交付を申請する日の属する年度(以下「申請年度」という。)の前年度の1月1日から申請年度の3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦が属しており、かつ、申請年度内に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（出産予定の子を含む。）を養育している者が属する世帯をいう。

(2)　子育て世帯　申請年度の5か年度前から申請年度の前年度の12月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦が属しており、かつ、申請年度内に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（出産予定の子を含む。）を養育している者が属する世帯のうち、前号に規定する新婚世帯の対象とならない世帯をいう。

(3)　住居費　新たに市内に住宅を新築又は購入した費用をいう。ただし、土地代を除く。

(4)　リフォーム費用　住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫、車庫に関する工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に関する工事費用を除く。

(5)　引越費用　子育てを機に市内に存する住宅へ引っ越しをするために要した費用の

うち、引越業者又は運送業者等に支払った費用をいう。

(6)　貸与型奨学金　公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

（補助対象世帯）

第３条　補助金の交付の対象となる世帯は、次の各号のいずれにも該当し、又は該当するものを含む世帯とする。

(1)　新婚世帯又は子育て世帯であること。

　(2)　申請年度内に住宅の取得に係る支払いを行っていること。

　(3)　夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳未満であること。

(4)　交付申請時において、世帯の所得を合算した額が500万円未満であること。ただし、

貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、年間返済額を控除して算出した額によ

るものとする。

(5)　過去に夫婦のいずれもが新規に婚姻した世帯を対象にした住居費及び引越費用等

に係る補助金の交付(他市区町村による交付を含む。)を受けたことがないこと。

(6)　対象となる住宅が市内にあり、かつ、交付申請時に夫婦のいずれかが当該住宅の所

在地に住民登録をしていること。

(7)　交付申請日から10年以上継続して本市に居住する意思があること。

(8)　夫婦ともに市税等の滞納がないこと。

(9)　生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を受けていないこと。

(10)　夫婦のいずれもが甲斐市暴力団排除条例(平成27年甲斐市条例第23号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

（補助金の対象費用）

第４条　補助金の交付の対象となる費用(以下「補助対象費用」という。)は、申請年度の4

月1日から3月31日までの間に支払った住居費、リフォーム費用及び引越費用とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象費用の実支出額とし、別表に掲げる額を上限とする。

２　前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる

ものとする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、甲斐市子育て世

帯住宅取得支援事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　戸籍謄本。ただし、出産予定の子を養育する場合は、母子健康手帳の写し。

(2)　夫婦の所得証明書

(3)　貸与型奨学金を返済している場合にあっては、貸与型奨学金返済証明書又は貸与型

奨学金の返済が確認できる書類

(4)　住居費の場合にあっては、工事請負契約書又は不動産売買契約書及びその支払を証する領収書等の写し

(5)　リフォーム費用の場合にあっては、工事請負契約書及びその支払を証する領収書等

の写し

(6)　引越費用の場合にあっては、領収書の写し

(7)　取得した住宅の所在及び用途が分かる書類

(8)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　前項の規定にかかわらず、市が保有する公簿等により確認できるものについては、申

請者及び配偶者の同意に基づき、その内容を確認することにより、書類の添付を省略す

ることができる。

（補助金の交付決定）

第７条　市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、甲斐市子育て世帯住宅取得支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、必要があると認めたときは、申請者に対して、報告又は書類の提出を求めることができる。

３　市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者に対して、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第８条　市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1)　偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2)　法令又はこの告示の規定に違反したとき。

(3)　前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

（加算金及び延滞金）

第９条　申請者は、前条の規定による交付決定の取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95％の割合で計算した加算金を納付しなければならない。

２　申請者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95％の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

３　市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金及び延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（取得した住宅の処分の制限）

第10条　申請者は、住宅を取得した日から起算して10年（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでの間は、市長の承認を受けないで、住宅を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

２　申請者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

３　市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認の可否を決定したときは、財産処分決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

４　市長は、前項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち住宅を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（その他）

第11条　この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定め

る。

附　則

この告示は、令和7年10月1日から施行する。

別表（第５条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １ 対象事業 | ２ 対象世帯 | | ３ 補助上限額 |
| 新築住宅取得  （新築住宅への引  越費用含む。） | 子育て世帯 | （１）夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 | １世帯あたり  60万円 |
| （２）上記（１）以外の世帯 | １世帯あたり  30万円 |
| 中古住宅取得・リフォーム  （中古住宅への引  越費用含む。） | 子育て世帯 | （１）夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 | １世帯あたり  90万円 |
| （２）上記（１）以外の世帯 | １世帯あたり  60万円 |
| 新婚世帯 | （１）夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下の世帯 | １世帯あたり  30万円 |